

検食実施要領

2026.8.1 更新

検食とは、患者に提供する食事について、患者の治療方針、栄養的観点から、その量及び質が適当であるかどうか、食品衛生の見地から衛生的に取り扱われているか否かを調べるとともに、経済的又は嗜好的に適当であるかどうかなど、調理に対する評価を受けるために実施するものである。

本院においては、受託業者は、検食として、次の事項を実施することとする。

1. 検食実施者

検食実施者は次のとおりとする。

検食実施者	食事名	備考
医師	朝食・昼食・夕食	毎日
栄養士（本院）	朝食・昼食・夕食	土・日・休日を除く ※指示があった時は 検食として扱う
栄養士（受託業者）	朝食・昼食・夕食	毎日

2. 検食簿

- ・ 検食者は、本院指定の検食簿に所見を記入するものとする。
- ・ 検食簿の意見については、本院は受託業者に定期的に関覧させ、受託業者はよりよい給食の提供のための参考とするものとする。

3. 検食の配・下膳

- ・ 受託業者は検食を、医師については医局に、その他の検食については、栄養管理室に配膳するものとする。
- ・ 検食の下膳については、医師は次回の検食配膳の際、受託業者が行うものとする。
- ・ 検食簿は、事前に 1 週間分搬送するものとする。

4. 検食の医局への配膳時刻（平成 23 年 12 月 12 日より）

- ・ 朝 6：30
- ・ 昼 10：30
- ・ 夕 16：30

5. 検食する食種と内容（双方の栄養士は一般常食以外にも必要に応じ検食を行う）

- ・ 医師：一般常食一式で 主菜 2 皿（片方は半分量）
- ・ 本院栄養士：一般常食一式で 主菜 2 皿
一般分粥食一式
その他病院より指示のあった食事（土日休日分も休日明けに検食）

- ・ 行事食（土日休日分も休日明けに検食）
委託栄養士 : 本院栄養士に同じ